

淡路署第13次労働災害防止推進5か年計画のポイント (2018年度～2022年度) 淡路労働基準監督署

この計画は、国が定めた「第13次労働災害防止計画」(5年ごとに厚生労働大臣が策定)の目標を達成するために、淡路労働基準監督署が重点的に取組事項を定めたものです。

現状と課題

◆労働災害の発生状況(平成29年(2017年))

死亡者数 3人
死傷者数(休業4日以上) 130人

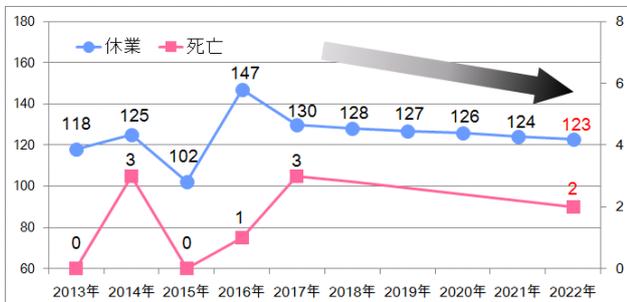
- 労働災害は長期的には減少傾向ですが、第三次産業における災害構成比は増加しています。
- 死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として過半数を占めています。

計画の全体目標

2022年までに、2017年比で

- ◆死亡者数を15%以上減少(2人以下)
- ◆死傷者数を5%以上減少(123人以下)

淡路署第13次労働災害防止推進5か年計画の目標



【業種別の死傷者数の推移】(単位:人)

業種	平成24年(2012年)	平成29年(2017年)	災害増減率
製造業	28 (23.9%)	25 (19.2%)	-10.7%
建設業	29 (24.8%)	28 (21.5%)	-3.4%
第三次産業	52 (44.4%)	68 (52.3%)	30.8%
小売業	18	18	0.0%
社会福祉施設	3	6	100.0%
飲食店	2	3	50.0%
陸上貨物運送事業	8 (6.8%)	8 (6.2%)	0.0%
林業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.0%
全業種合計	117 (100.0%)	130 (100.0%)	11.1%

計画の重点事項

- 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
 - (1) 建設業における墜落・転落災害等の防止
 - (2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- 4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- 7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- 8 国民全体の安全・健康意識の高揚等

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業

【目標】死亡者数を15%以上減少
【目標】死傷者数を15%以上減少
(2017年と比較して2022年までに)

- 足場、はしご、屋根等、様々な場所からの墜落・転落防止対策
 - ・フルハーネス型安全帯の使用の徹底
- 建設現場の統括安全衛生管理の徹底
- ずい道工事、解体工事の安全対策、石綿ばく露防止対策の徹底

製造業

【目標】死亡者数を2022年において0とする
【目標】死傷者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少

- 機械災害防止対策の推進
 - ・はさまれ・巻き込まれ災害防止、機械設備の本質安全化の促進
- リスクアセスメント(機械設備の製造者、使用者)の取組の徹底
- 荷主として陸運業者と連携した荷役作業の災害防止対策

林業

【目標】死亡者数を5年間0とする

- 「伐木作業等における安全対策のあり方に関する検討会」結果を踏まえた安全な伐倒方法、かかり木処理の方法の普及
- 下肢を保護する防護衣の着用の徹底

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康確保の強化	○産業医、産業保健機能の強化 ○過重労働による健康障害防止の徹底 ○働き方・休み方の見直しの促進
メンタルヘルス対策	○メンタルヘルス対策の推進 ・ストレスチェック制度の履行確保 ○パワーハラスメント対策の推進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

第三次産業 (小売業、社会福祉施設、飲食店) 【目標】死傷者数を2017年と比較して2022年までに5%以上減少	○小売業、社会福祉施設、飲食店 ・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の浸透・向上 ・4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動、KY活動等による危険感受性の向上推進 ・雇入れ時、未熟練労働者に対する安全衛生教育の徹底 ・「腰痛予防対策指針」に基づく対策の実施
陸上貨物運送事業 【目標】死亡者数を2022年において0とする 【目標】死傷者数を2017年と比較して2022年までに5%以上減少	○荷役作業時の労働災害防止対策の普及・徹底 ・「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及 ○荷主事業者に対する荷役施設、設備の改善等の取組の強化
転倒災害防止対策	○転倒災害を防止する「危険の見える化」、作業環境の整備 ○躓き難い作業靴の着用、4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底 ○転倒災害発生リスク防止に係る体操の周知・普及
腰痛予防対策	○「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年改訂)の周知啓発 ○介護労働者の腰痛予防手法の普及
熱中症対策 【目標】死亡者数を5年間0とする 【目標】死傷者数を2013年から2017年までの5年間と比較して20%以上減少	○WBGT値の活用による対策の徹底(JIS規格適合WBGT値測定器の使用の推進) ○適切な健康管理の実施
交通労働災害防止対策	○「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・普及 ○交通労働災害防止に対する意識の高揚(労働災害防止団体等)
高齢労働者・非正規雇用労働者・外国人労働者等対策	○高齢者の身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組促進 ○未熟練労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の徹底
個人請負等への対応	○「建設職人基本法」に基づく安全対策の推進

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

治療と仕事の両立対策	○「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発 ○兵庫県地域両立支援推進チーム各機関の相談窓口の周知
------------	---

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策	○化学物質の製造禁止、許可、管理等の規制の徹底 ○化学物質のリスクアセスメントの推進
石綿による健康障害防止対策	○「石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく措置の徹底 ○レベル3建材の石綿事前調査の徹底・周知啓発
受動喫煙防止対策	○受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための周知啓発 ○受動喫煙防止対策助成金利用勧奨

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントへの安全衛生の取込と労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	中小規模事業場への支援	
企業単位での安全衛生管理体制の推進	業所管官庁との連携の強化	民間検査機関等の活用の促進

7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

8 国民全体の安全・健康意識の高揚等